



ドクターを支援する

# 法律相談レポート

vol.235



## Q クーリング・オフについて

ホワイトニングの一部がクーリング・オフの適用対象になったことを受け、もし患者さんからクーリング・オフを主張された際、歯科医院としてとるべき対応について教えてください。

**A** 平成29年12月1日より、歯のホワイトニングの一部が特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」といいます。）上の「特定継続的役務提供」に加えられ、クーリング・オフの対象となりました。以下、特定商取引法による規制対象となるホワイトニングについて、規制の概要を説明します。

備のない法定書面が交付されるまで8日間のクーリング・オフ期間が進行しませんので、いつでもクーリング・オフができることに注意が必要です。

クーリング・オフが行われた場合、事業者は、支払済みの代金を消費者に返還しなければなりません。また、事業者は消費者に対し、解除に伴う損害賠償や違約金の支払を請求することはできません。



解説

### ＜規制対象＞

歯牙の漂白剤の塗布によるホワイトニングで、施術が1か月を超え、金額が5万円を超える場合は、「特定継続的役務提供」に該当し、規制対象となります。

また、ホワイトニングに用いられるマウスピースや歯牙の漂白剤などの関連商品も規制対象となります。

### ＜書面交付義務＞

規制対象となるホワイトニングについては、事業者は、契約締結までに、提供されるサービスの内容等を記載した書面（概要書面）を消費者に交付しなければなりません。

また、契約を締結した際には、提供されるサービスの内容等を記載した書面（契約書面）を消費者に交付しなければなりません。

### ＜クーリング・オフ＞

消費者は、契約書面を受け取った日を含む8日間は、書面又は電磁的記録（Eメール等）によって、無条件で契約を解除することができます。法定書面を交付していない場合や、交付していても記載事項に不備がある場合は、不

### ＜中途解約＞

消費者は、クーリング・オフ期間の経過後においても、将来に向かって契約を解約することができます。この場合、事業者が消費者に対して請求できる損害賠償等の額には上限があります。上限を超える金額を既に受け取っている場合には、上限額との差額を消費者に返還しなければなりません。

### ＜行政処分・罰則＞

書面交付義務等を怠った事業者は、行政処分（業務停止命令等）や、刑事罰の対象となります。

### ＜その他の規制＞

その他に、①誇大広告等の禁止、②契約締結について勧誘を行う際、又は契約の解除を妨げるために、事実と違うことを告げる行為の禁止、③契約締結について勧誘を行う際に、故意に事実を告げない行為の禁止等の規制があります。

消費者からクーリング・オフを主張された場合は、適切に対応することが必要です。ご不明な点がございましたら、弁護士にご相談ください。

お気軽に当事務所までご相談ください。

弁護士法人すずたか総合法律事務所  
弁護士 鈴木 隆弘

業務分野  
一般民事・離婚・相続・交通事故・企業法務・債務整理・刑事  
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-40-2F/3F/5F